

第二庁舎整備計画について

整備自体には賛成ですが。。

■第二庁舎整備計画の概要と、私の考え

9月議会において、市は

●教育委員会(以下、教委)庁舎と隣接する西宮区検察庁跡地を取得し、教委庁舎・西宮区検察庁跡地に第二庁舎を整備(資料①参照)

●第二庁舎には自然災害や大規模事故等、危機事案発生時に中心的役割を果たすために必要な機能を配置

⇒危機管理センター・消防本部・上下水道局・都市局・土木局等、災害時に重要な役割を果たす部署を配置(資料②参照)

⇒免震構造等を採用し、高度な耐震性能を確保

●教委関連部署の本庁舎への移転集約等、点在する庁舎機能の段階的・効率的な集約と再配置

に取り組む考えを示しました。第二庁舎の整備費用は96.3億円、2021年度開設を予定しています。

今回示された内容は、前市長時代の計画である「同敷地に、教委庁舎と合築して総合防災センターを建設する」とは以下の点が異なっており、一定評価できる内容です。

●大規模災害発生時に迅速な対応が求められる機能が集約される

●本庁舎・周辺公共施設の機能集約・適正配置・老朽化対策に寄与する

一方で、市が保有する施設の延床面積増大という観点からは注意が必要です。

■施設総量縮減に向けた取組を!

第二庁舎の整備によって、本庁舎周辺において市が保有する施設の延床面積は現在の約49,000㎡か

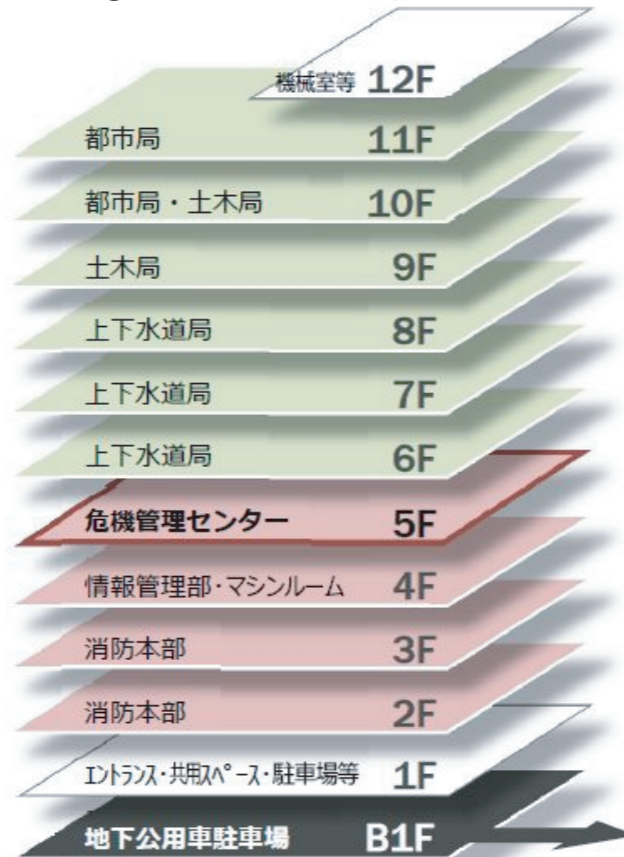
【資料①】第二庁舎の建設予定地図



ら約54,400㎡に増加します。延床面積の増加は、維持・管理費用の増大という形で市財政に直接影響を及ぼします。実際こうした観点から、**市は2012年12月、保有施設の延床面積(=施設総量)を今後20年間で10%以上縮減する考えを示しました。しかし、その後、こども未来センターの開設、第二庁舎の整備構想等、施設総量の増大に直結する話は進められるものの、縮減に向けた具体的対策は示されていません。**

健全な財政は円滑な行政運営の要であり、これらを実現するためには施設総量の縮減が欠かせません。引き続き、この問題に取り組んでまいります。

【資料②】第二庁舎のフロア構成イメージ



留守家庭児童育成センターの対象学年拡大について

高学年児童の受入に積極的に取り組むべきです!

■児童福祉法改正の意味とは?

本年4月に行われた児童福祉法改正に伴い、留守家庭児童育成センター(以下、育成センター)の受入対象が「小学校に就学している児童」に改められました。これは制度上、**従来は育成センターの受入対象外だった小学校4年生以上の児童も受入対象に含まれた**ことを意味します。一方で、本市においては

●多くの育成センターで定員超過

●待機児童が発生している育成センターも存在

という現実があるため、即時かつ全育成センターでの高学年児童の受入は困難です。こうした状況を踏まえ、市は本年8月、定員に余裕がある鳴尾・西宮浜の両育成センターにおいて小学校4年生の受入を試験的に実施しました。市は両育成センターのアンケート結果等を検証した上で、**来年度以降、小学校4年生の受入を4施設程度で開始する予定です。**

■高学年児童の積極的な受入を!

市には、児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、小学校に就学する全ての児童が育成センターに通える体制を整備する義務があります。そのためには

●全育成センターにおける、小学校4年生の受入の速やかな実施

●可能な育成センターから順次、小学校5年生・6年生の受入の実施

に取り組むべきです。また、これらを実現するため

●隣接地の取得・市有地の活用も含めた、積極的な施設整備

●小学校の空き教室利用も含めた、既存施設の有効活用

等、必要な対策を積極的に推進するべきです。引き続き、この問題に取り組んでまいります。

超高齢社会の到来に備えた対応を!

住み慣れた自宅で、安心して暮らし続けることができる環境の整備を!

■超高齢社会の到来に備えた対応を!

市は9月議会において、市内を5つの「医療介護連携圏域」に分け(資料③参照)、各地域ごとに

①地域における、継続的な在宅医療・介護の提供支援を目的とする「在宅療養相談支援センター」

②高齢者の家庭内での転倒事故等に24時間365日対応可能な「24時間あんしんサービス」の提供施設

を設置する考えを示しました。**今年度、瓦木・甲東甲陽園圏域で①、鳴尾圏域で②をモデル実施後、順次、市内全域での開設を予定しています。**

一般的に75歳以上の方(以下、高齢者)は

●高血圧症・糖尿病等の慢性疾患にかかっており、継続的に医療機関で受診している方が多い

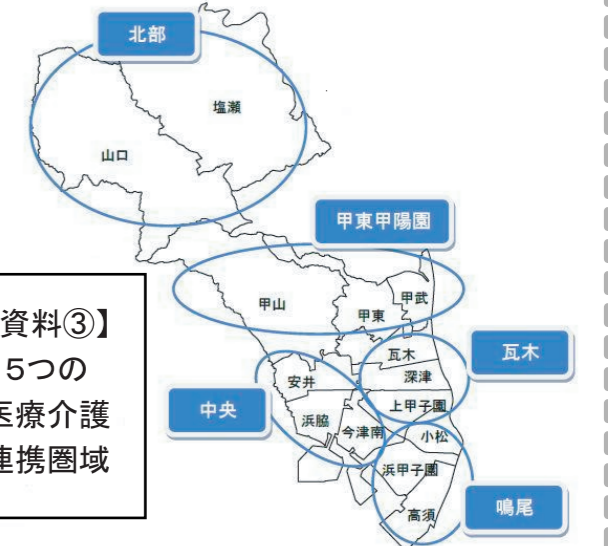
●複数の疾病にかかりやすい

●要介護状態になる確率が高い

●認知症の発生率が高い

等の傾向が強くなり、医療・介護の両方を必要とする方が多くなります。本市においても、団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年頃には高齢者数が大幅に

増加すると予想されており、病院や介護・福祉施設が不足する可能性は否定できません。**市は、ご高齢の方が住み慣れた自宅で、人生の最後まで自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に受けられることができる環境の整備に取り組まなければなりません。**今回の取組は、超高齢社会の到来に備えた重要な一歩です。引き続き、こうした取組が進められるよう提案・要望等を続けてまいります。



【資料③】5つの医療介護連携圏域